

### 【目的】

野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種や遺伝子の多様性を保全すること。

(例えば、大型動物の通行など短期間で行われるもの や 気候の変化による小動物や植物の分布変化など長期間を必要とするものの移動経路 (避難経路を含む) を確保)

⇒ 保護林を相互に連結するように設定。

【緑の回廊イメージ図】

- 平成12年に国有林野事業において独自に制度化。
- 平成27年4月現在、全国に24カ所、58.4万ha設定。  
↑ 国有林野全体の面積の約8%



### 【取扱方針】

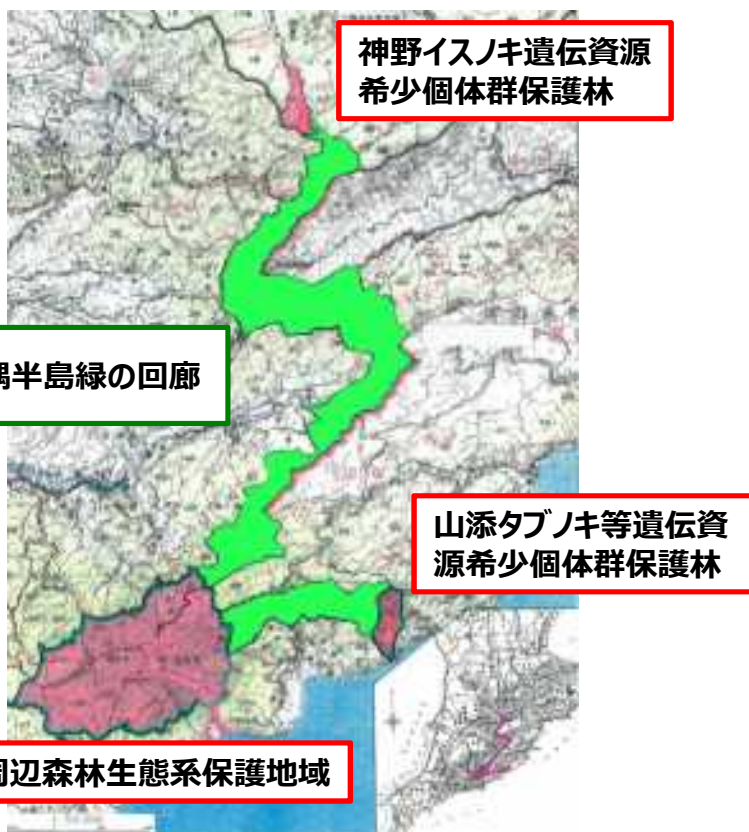
- 野生生物の生育・生息環境に配慮した森林施業を実施。
- 野生生物の移動実態や森林施業との因果関係等を把握するためのモニタリング調査を実施。

## 2 九州森林管理局管内の緑の回廊

九州森林管理局管内では緑の回廊を2カ所指定しており、人工林中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残する等、野生生物の生育・生息環境に配慮した施業を行っています

### 大隅半島緑の回廊

- ・ 鹿児島県 大隅半島
- ・ 平成12年度設定
- ・ 長さ約22km 面積約1,394ha



### 綾川上流緑の回廊

- ・ 宮崎県 九州中央山地南部
- ・ 綾の照葉樹林復元プロジェクトエリア内
- ・ 平成17年度設定
- ・ 長さ約5km 面積約2,270ha

